

文京区男女平等センター団体登録の手引き

～必要な手続きと取り扱いのご案内～

文京区における男女平等参画社会の実現に資する団体を応援するため、文京区男女平等センターに、団体登録制度があります。

登録した団体は、男女平等センターの使用料が5割減額になるほか、使用申請が2か月前（通常は1か月前）からできます。

登録団体になるためには、以下の手続きが必要になります。

登録について

◎ 男女平等センターの登録団体

- 1 男女平等センターに登録できる団体は、次の3点を満たしていることが必要になります。
 - ・男女平等参画社会の実現に資することを目的とした団体としての規約又は会則（以下「規約等」といいます。）が整備され、かつ、活動計画を有していること。
 - ・団体の主な活動場所、事務所又は連絡先が文京区の区域内にあること。
 - ・団体の構成員が10人以上で、そのうち5割以上が文京区の区域内に在住、在学又は在勤していること。
- 2 男女平等センターに登録した団体は、毎年1回、次の2点を提出することが必要になります。（◎登録団体の毎年の報告参照）
 - ・年間活動計画書
 - ・年間活動報告書
- 3 男女平等センターに登録した団体が提出した次の3点は、男女平等センター（資料コーナー）で、閲覧に供されますので個人情報等は記載しないように注意してください。
 - ・規約等
 - ・年間活動計画書
 - ・年間活動報告書
- 4 男女平等センターの団体登録の有効期間は、登録承認の日から3年間です。

◎ 登録の手続き

登録団体となるためには、以下の登録の手続きが必要になります。

1 提出する書類

- (1) 文京区男女平等センター登録申請書（別紙記入例を参照ください。）
太線枠内の必要事項を記入してください。
なお、年間活動計画書及び年間活動報告書を提出する予定月は、各団体の都合（総会等の予定月など）により決めてください。
 - (2) 規約等
男女平等参画社会実現に資する旨を、目的あるいは事業等に記載してある規約等を提出します。
なお、規約等については、必ず各団体で作成してください。参考までに、見本 **資料C** を用意しましたが、このとおりである必要はありません。
 - (3) 会員名簿
会員の氏名及び住所等が記載してある会員名簿を提出します。（書式は問いません。在学者については学校名を、在勤者については勤務先の事業所名及び所在地等を記載してください。）
※個人情報保護法の主旨にもとづき、団体登録の際に提出された名簿の個人情報については、登録事務以外のものについては使用しないものとします。
 - (4) 年間活動計画書
年間活動計画書を提出してください。
なお、書式や必要事項は特に設けません(*1)。各団体の総会等で決定している年間活動計画書などがこれに当たります。参考までに、見本 **資料D** を用意しましたが、このとおりである必要はありません。また、資料コーナーで閲覧に供されますので、個人情報等は記載しないように注意してください。
 - (5) アンケート「活動内容の調査についてのご協力お願い」
登録団体の情報提供に役立てますので、提出してください。
- 2 手続きに要する期間
申請してから登録が完了するまでには、約2週間かかります。

◎ 登録団体の毎年の報告

男女平等センターに登録した団体は、毎年1回、次の手続きが必要になります。

1 提出書類

- (1) 年間活動計画書
前に述べた年間活動計画書と同じです。（◎登録の手続き 1 (4)参照）
- (2) 年間活動報告書
年間活動計画書に対する、1年後の活動報告です。
書式は特に設けません(*1)。各団体の総会等で報告している年間活動報告書などがこれに当たります。
なお、男女平等センターは、文京区男女平等参画推進条例(平成25年11月1日施行)に基づき、文京区における男女平等施策推進の拠点施設となりました。年間活動報告には男女平等センター事業への参加実績を必ず記入してください。
また、資料コーナーで閲覧に供されますので、個人情報等は記載しないように注意してください。

(*1)添付されている書式をご利用いただいても結構です。

2 提出時期

毎年1回、各団体が定める月に、年間活動計画書と年間活動報告書を同時に提出してください。

なお、提出予定月は、文京区男女平等センター登録申請書（◎登録の手続き1(1)参照）に記入してください。

使用について

◎ 登録団体の研修室の使用申請

男女平等センターの研修室の使用申請については、次のとおりとなります。

「文京区男女平等センター使用申請書」に記入の上、登録証を添えて申請します。

*文京区インターネット施設予約システムにより使用料の支払いに口座振替を設定した方は、自宅のパソコンから申し込むことができます。

*使用申請抽選受付日：使用する日の属する月の3月前の月の20日から月末まで申請を受付けます。

*使用申請受付開始日：使用する日の2か月前の1日から申請を受付けます。

◎ 使用料及び使用上の注意

1 男女平等センターの研修室等の使用料は次のとおりとなります。

施設名	使用料(単位:円)				
	午前	午後	夜間	全日	
研修室	A	5,800	6,600	6,600	19,000
	B	2,200	2,500	2,500	7,200
	C	1,200	1,500	1,500	4,200
	D	1,200	1,500	1,500	4,200
	和室1	700	800	1,100	2,600
	和室2	700	800	1,100	2,600
実習室	2,000	2,300	2,300	6,600	
会議室	800	1,000	1,000	2,800	
保育室	700	1,000	1,000	2,700	

2 登録団体の使用料

登録団体が使用する場合は、5割減額となります。

3 附帯設備の使用料

附帯設備（ピアノ、ビデオ、DVD、プロジェクター）については、各1回（午前、午後又は夜間それぞれ）500円の使用料になります。（減額にはなりません。）

4 保育室について

保育を目的として他の研修室等とあわせて保育室を使用するときは、保育室の使用料は免除（無料）になります。

5 和室について

和室1と2は、別々に貸し出します。

なお、和室1と2をあわせて使用する場合は仕切り（襖）を外す場合は申請時、附帯設備で「ふすまを外す」にチェックを入れてください。

6 使用の変更

区の他の区民施設と同様、使用施設(部屋)、使用年月日及び時間帯の変更について、1回に限り使用日の3日前まで申請できます。このとき、すでに収めた使用料が変更後の使用料より少ない場合は差額を支払い、多い場合は差額の半額を返します。

7 使用の取消

区の他の区民施設と同様、使用の取消について、使用日の3日前までであれば、使用料の半額を返します。

8 使用申請受付時間

曜日にかかわらず、午前9時から午後8時までとします。

なお、全館清掃日は休館日とし、使用申請をはじめとするすべての受付業務は行っておりません。

(全館清掃日は男女平等センターまでお問い合わせください。)

★お問い合わせ先★

- 文京区男女平等センター
電話03(3814)6159
- 文京区総務部総務課ダイバーシティ推進担当
電話03(5803)1187